

令和5年度の空き家対策の取組計画

第2期湧別町空家等対策計画に基づき、令和5年度は下記の取り組みを実施します。

なお、記載のある取り組みのほか、空き家対策に有効な取り組みの検討、事例調査を行い関係団体との協議、調整などを進め、対策を推進していきます。

1. 空家等の適正管理・発生抑制

取組項目	内 容	実施時期
空き家関連情報の発信	○ 広報ゆうべつ、町ホームページなどの広報媒体を使った町の取り組み周知、適正管理などに関する情報発信	・ 広報誌：4月、7、8月頃 ・ 町ホームページ：通年 ・ 固定資産税納税通知：6月
他課との連携による周知	○ 総合窓口（住民税務課・福祉課）、出張所、地域包括支援センターでの空き家相談窓口・町の取り組み紹介	・ 5月以降
空き家実態調査	○ 水道の閉栓情報等及び現地調査による空き家の把握 ○ 固定資産台帳や住民基本台帳の情報による所有者等の調査	・ 9～10月
自治会との連携による空き家対策検討	○ 自治会とのまち歩き等による空き家・危険箇所調査及び情報の共有・対策の検討	・ 8～10月

2. 空家等の流通・利活用

取組項目	内 容	実施時期
宅地建物取引業者への空き家等情報の提供	○ 情報の外部提供に必要な空き家所有者の同意取得 ○ 協定に基づく空き家の流通促進のための空き家及び所有者情報の提供	・ 通年 ※同意取得は、他課との連携、実態調査に合わせて実施
空き家バンクの活用	○ 空き家バンクの積極的な周知、宅地建物取引業者との連携による空き家情報の登録による流通の促進 ○ 空き家バンクの制度見直し検討	・ 通年
空き家の流通・利用促進の支援	○ 空き家流通促進事業の実施による相続登記手続き・残置物処分費用の補助 ○ 空き家賃貸住宅化支援事業の実施による空き家取得・改修費用の補助	・ 通年

取組項目	内 容	実施時期
空き家を活用した賃貸住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活用が可能な空き家の把握と所有者等への働きかけ ○ 町による空き家の借上げ、全面改修の実施、移住者向け賃貸住宅の設置・運用 	・ 通年

3. 管理不全空家等の解消

取組項目	内 容	実施時期
不良住宅及び不用空き家除却の支援	○ 空き家除却支援事業の実施による空き家の除却費用の補助	・ 通年

4. 随時で実施する取り組み

次の取り組みについては、必要な案件が発生した都度、必要に応じて実施します。

- 町民、空き家所有者の相談対応
- 管理不全空き家の所有者等に対しての情報提供と対応の依頼、当該空き家及び周辺の立入調査の実施、特定空家等の判定、代執行の検討・実施
- 所有者及び法定相続人が不明な管理不全空き家等の所有者等の探索
- 財産管理人制度を活用した所有者不明・不在空き家の解消

5. 空家等対策協議会の開催

湧別町空家等対策協議会については、6月、10月、3月の3回を目途に開催を予定しています。

なお、特定空家等の認定に当たっての判断や代執行の検討など、具体的に計画されていない取り組みや措置を行うときには、予定にかかわらず協議会の会議を開催します。